

光電話回線による標準時供給サービス利用手続き

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下NICT）が提供する日本標準時の『光電話回線による標準時供給サービス』（以下光テレホンJJYサービス）の利用に関して説明を行います。

1. 光テレホンJJYサービス利用について

1. 1 目的

NTTのひかり電話回線のデータコネクトサービスを使って日本標準時の時刻情報を得ることができるサービスです。

1. 2 利用者

上記のデータコネクトサービスを利用できるシステムを利用できる方であって、1.4の利用登録を行った方が対象です。

1. 3 利用方法

詳細は必要に応じて利用登録される方にお知らせします。

1. 4 利用登録

以下の利用上の注意に同意の上、利用登録申請書（別紙1参照）に必要事項を記入して、郵送又はメールにて光テレホンJJYサービス連絡先に申請してください。登録完了後に記入いただいた連絡先に登録完了通知を行います。

1. 5 利用条件

利用登録申請書による申請をもって、利用者は以下の事項に同意したものとします。

NICTの提供する光テレホンJJYサービスの利用は無償とします。

NICTは、管理運営上その他やむを得ない事情により、光テレホンJJYサービスの提供又は時刻供給設備等の利用を休止する場合があります。

NICTは、NICTの提供する時刻情報の精度について、瑕疵担保責任を負いません。

NICTの時刻供給設備等の故障、メンテナンスの必要その他の事由により一時的に光テレホンJJYサービスが停止し、又は時刻情報に誤差を生じることがあっても、NICTは、利用者の損害に対して責任を負わず、損害を賠償する義務はないものとし、利用者は異議を唱えないものとします。

NICTは、利用者が光テレホンJJYサービスを利用することによって他の利用者又は第三者に損害を与えた場合には、いかなる責任も負わず、損害を賠償する義務はないものとします。

利用にあたっては、1回の接続時間は3分以内にとどめ、時刻情報入手に必要以外のパケットを光テレホンJJYシステムへ流してはいけません。

利用者は不正なアクセスを行ってはいけません。

利用者はシステムを占有利用するなど、他の利用者の利用を阻害する行為を行ってはけません。

上記に反した利用を行った場合は、NICTは利用をお断りいたします。

1. 6 変更・登録削除

光テレホンJJY登録内容の変更、登録削除を行う場合には、利用登録申請書に、必要事項を記入の上、郵送又はメールにて光テレホンJJYサービス連絡先にお送り下さい。

なお、6ヶ月以上アクセスのない登録は取消することができるものとします。

また、利用登録申請書の送付は、以下の方法でお願いいたします。

- ・ 郵送の場合

以下の宛先に「光テレホンJJY利用登録申請書在中」と朱書きしてお送りください。

- ・ メールの場合

件名を「光テレホンJJY利用登録申請書」として、パスワード付きファイル、若しくはパスワード付き圧縮形式の「利用登録申請書ファイル」を添付して、以下のアドレスにお送りください（パスワードは、別のメールで送付ください）。

2. 光テレホンJJYサービス連絡先

国立研究開発法人情報通信研究機構

電磁波研究所 時空標準研究室

日本標準時グループ

(住所) 184-8795

東京都小金井市貫井北町4-2-1

(TEL) 042-327-6985 (FAX) 042-327-6689

(Email) jst-service@ml.nict.go.jp

以 上

(別紙1)

光テレホンJJYサービス利用登録申請書

年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構
時空標準研究室長 殿

<申請者> 〒
住 所
ふりがな
名 称
申請者名

国立研究開発法人情報通信研究機構 光テレホンJJYサービスの利用登録を申請
します。

記

1 登録区分（登録区分に○を付してください。）

新規登録 登録内容変更 登録削除

登録内容変更の場合は、変更前後の情報を以下に記載してください。
登録削除の場合は登録されている電話番号を以下に記載してください。

2 利用するひかり電話番号（発信者番号通知が必要です。）

3 連絡先E-mail（申請者と異なる場合は、所属、氏名を付してください。）

所属 _____

氏名 _____

4 備考

利用するプライベートアドレス空間を指定してください

指定が無い場合は 192.168.100.0/24 を使用するものといたします。

指定可能範囲は、192.168.10.0～192.168.199.255 及び 172.16.0.0～172.31.255.255の範囲とし
ます。

ご不明な点は、お問い合わせ下さい。
